六　商品市場における取引等（商品清算取引を除く。イにおいて同じ。）又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。イにおいて同じ。）の受託に係る商品市場又は外国商品市場（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。）を変更した場合　次に掲げる書類
イ　変更した商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の受託に係る商品市場の名称（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。）及び変更年月日を記載した書面
ロ　取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
七　委託者保護基金に加入又は脱退した場合　次に掲げる書類
イ　加入又は脱退した委託者保護基金の名称及び加入又は脱退した年月日を記載した書面
ロ　取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
八　協会に加入又は脱退した場合　次に掲げる書類
イ　加入又は脱退した協会の名称及び加入又は脱退した年月日を記載した書面
ロ　取締役会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
九　商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開した場合　次に掲げる書類
イ　商品先物取引業を開始、休止又は再開した旨、休止の期間又は開始若しくは再開の年月日及び休止又は再開した理由を記載した書面
ロ　休止期間中における委託者等勘定の処理の方法を記載した書面（開始及び再開の場合を除く。）
十　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った場合　次に掲げる書類
イ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及びその申立ての理由を記載した書面
ロ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
十一　前項第一号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日、その申立てを行った者の氏名又は商号若しくは名称及びその申立ての理由を記載した書面
ロ　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
十二　前項第二号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　変更の内容、当該変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
ロ　新旧条文の対照表
ハ　株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
十三　前項第三号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　他の一の法人その他の団体の商号又は名称及び保有されることとなった年月日を記載した書面
ロ　保有される議決権の数及び総株主等の議決権に占める当該議決権の数の割合を記載した書面
ハ　議決権を保有する他の一の法人その他の団体の業務の概要を記載した書類
十四　前項第四号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面
ロ　変更後の商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面
十五　前項第五号に掲げる場合　次に掲げる書類
イ　変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面
ロ　変更後の取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を記載した書面
十六　前項第六号に掲げる場合　商品先物取引業者の商号又は名称及び廃止の日を記載した書類
十七　前項第七号に掲げる場合　商品先物取引業者の商号又は名称、変更又は消滅の内容及び変更又は消滅の日を記載した書類
十八　前項第八号に掲げる場合で商品先物取引仲介業者に業務の委託を行った場合　次に掲げる書類
イ　当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面
ロ　当該商品先物取引仲介業者の本店等（令第三十二条第二項に規定する本店等をいう。以下同じ。）の所在地を記載した書面
ハ　業務委託に係る契約書の写し
十九　前項第八号に掲げる場合で商品先物取引仲介業者に業務の委託を行わなくなった場合　次に掲げる書類
イ　当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面
ロ　業務の委託を行わなくなった年月日及び理由を記載した書面

第八十三条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「営もうと」を「行おうと」に、「様式第十一号」を「様式第七号」に改め、「の概要」を削り、「当該兼業業務の開始の日の二十日前までに、提出しなければならない。」を「提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。」に改める。

第八十三条第二項を次のように改める。

2　商品先物取引業者は、法第百九十六条第一項の規定により届出をする場合にあっては、兼業業務を行おうとする旨の届出をするとき及びその届け出た事項を変更しようとするときはあらかじめ、その兼業業務を廃止したときは廃止後遅滞なく、前項の届出書を提出しなければならない。

第八十三条第三項を削る。

第八十四条中「次の各号に掲げるもの」を「次に掲げる関係」に改め、同条各号を次のように改める。

一　子会社に対する関係
二　関連会社に対する関係

第八十五条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「様式第十二号」を「様式第八号」に、「支配関係法人の概要に関する届出書を提出しなければならない。」を「法第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つに至った他の法人の概要に関する届出書を提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなったときも、同様とする。」に改め、同条第二項を削る。

第八十六条から第八十八条までを次のように改める。

第八十六条から第八十八条まで　削除

第八十九条の表を次のように改める。

届出事項	記載事項	添付書類
商品先物取引業を廃止したとき	一　廃止年月日 二　廃止の理由	一　株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 二　委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面